債務者は、別紙目録(二)記載の商標を看板、包装紙、包装用袋、タッグおよび領収証等取引書類に使用してはならない。

債務者は本決定送達の日から七日以内に看板に表示した右商標を抹消せよ。

債務者が前項の期間内に右商標を抹消しないときは、債権者は札幌地方裁判所執行 官をしてこれを抹消させることができる。

債権者のその余の申請を却下する。

申請費用は債務者の負担とする。

理 由

一、本件申請の要旨は、債権者は、婦人用被服について、別紙目録(一)記載のとおりの「ロペ」なる商標権(昭和四一年一一月三〇日出願、同四二年一〇月一九日公告、同四三年五月一五日登録)を有し、また、昭和四三年から同四五年にかけて「ROPE ロペ」および「ROPE ロペ」なる連合商標の出願をしその公告を得ているところ、債務者は、別紙目録(二)記載のような「ロペ」および「ROPE」なる商標を自己の商品についての広告、看板、商品の包装紙、包装用袋、商品に付するタッグおよび領収証等の取引書類に使用しているので、不正競争防止法一条、商標法三六条にもとづき、その使用禁止および看板に表示した商標の抹消等を求める、というものである。

三、そうとすれば、債務者は、不正競争防止法一条一項および商標法三六条にもとづき、債権者の商標と類似する別紙目録(二)記載の表示を使用することは許されい筋合となるが、他方、債務者は、有限会社口ペとして設立登記を経ておりその商号権を有しているので、進んで債権者の商標権にもとづく差止請求と債務者の商号権との関係について検討する。元来、商号は商人が営業活動において負さを表示する名称であつて、会社の場合はその種類を明示することが法律上義務づけられているのであるが(商法一七条、有限会社法三条)、債務者は、別紙目録(二)を表示するのであるが(商法一七条、有限会社であることを示しておらず、その使記載の表示を使用するに際しては全く有限会社であることを示しておらず、の使用の態様にかんがみれば、自己を表示する商号としてこれを使用しているとはとうていいえないうえ、何人も不正の目的をもつて他人の営業と誤認させるような

商号の選定は禁止されているところ(商法二一条)、本件にあらわれた証拠を総合すれば、債務者は、むしろ、債権者の商標の存在を知りながらその名声、信用を利用する意図をもつて口ペなる商号を選定しこれを使用しているものとみざるをえないのである。

そして、以上のような債務者の「ロペ」および「ROPE」なる表示の使用状況、債権者が「ロペ」なる商標を付した商品を発表した時期と債務者会社の設立時期の先後関係、債務者会社の営業目的、規模および「ロペ」なる商標の独創性などを総合的に考えれば、債務者もしくはその設立関係者が、債権者の商標の存在を知りながらその名声、信用を利用する意図をもつてロペなる商号を選定したもので、債務者には不正競争の目的があつたものといわざるをえない。

したがつて、債務者の商号は、たとえ商業登記簿に登記されているとはいえ、商法二一条に違反するものとしてもともと選定、使用が許されないものであるから(ただし、商号登記の抹消は、これを命ずる本案判決の確定が必要である)、債務者に対して「ロペ」および「ROPE」なる表示の使用禁止を求める本件の被保全権利については、その疎明があるものということができる。四、つぎに、債権者が右にみたように「ロペ」および「ROPE」なる表示を利用

四、つぎに、債権者が右にみたように「ロペ」および「ROPE」なる表示を利用して営業を続けることは、債権者の商標権に対する重大な侵害として、その信用に多大の影響を与え、かつ、測り知れぬ損害を及ぼす危険のあることが疎明されるから、本件では、仮処分をもつて右表示の利用を禁止する必要性があるものというべきである。

五、よつて、別紙目録(二)記載の「ロペ」および「ROPE」なる表示につき、それが債権者の商標と類似の商標にあたるものとしてその使用禁止とこれを記載した看板の抹消を求める仮処分申請を正当として認容することとし(債権者は、ほかに右商標を付した包装紙、包装用袋、タッグおよび領収証等取引書類の執行官保管と保管にかかることの公示を求めているが、不作為債権について本案訴訟で請求しらる範囲とこれについての強制執行の態様にてらして、かかる仮処分は許されないと解されるので、これを却下する)、申請費用の負担につき、民事訴訟法八九条を適用して主文のとおり決定する。

(裁判官 太田豊)

別紙目録(一)

<11822-001>

別紙目録(二)

<11822-002>